

寄附金税額控除の概要(個人住民税)

寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
(平成6年度創設、平成21年度拡充(特例控除額の創設)、平成28年度拡充(特例控除額の上限引上げ))
- 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (平成2年度創設)
- 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 (平成4年度創設)
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 (平成21年度創設(①)、平成24年度拡充(②))
 - ① 国の控除対象寄附金(国に対する寄附金及び政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において指定するもの
 - ② NPO法人に対する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において個別に指定するもの(平成24年度分の個人住民税(平成23年中の寄附金)から適用)

税額控除額

〈基本控除額〉

$$\text{寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \times 10\%(\ast 2)$$

〈特例控除額(※3)〉

$$\text{寄附金} - 2,000\text{円} \times (100\% - 10\%(\text{基本控除額}) - \text{所得税率}(0 \sim 45\%(\ast 4)))$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
 - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- 都道府県と市区町村がともに指定した寄附金の場合は10%

※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度

※4 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする

※ 個人住民税の控除は、寄附をした翌年に始まる年度の個人住民税から控除